

## 接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）

オミクロン株対応ワクチン接種は、2～4回目接種を受けてから3か月以上経過した方が対象です。  
※ 前回の接種を受けてから2か月が経過していない方は、発行申請をすることができません。

小児（5～11歳）の3回目接種は、2回目接種を受けてから5か月以上経過した方が対象です。  
※ 前回の接種を受けてから4か月が経過していない方は、発行申請をすることができません。

令和 年 月 日

安芸太田町長

申請者 ふりがな 氏名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

被接種者との続柄 本人 同一世帯員 その他（ ）

### 以下の事項に同意の上、接種券の発行を申請します。

接種券の発行にあたっては、ワクチン接種記録システム上において、安芸太田町が個人番号（マイナンバー）または個人情報（氏名・生年月日等）により、被接種者が以前にお住いの市区町村における接種記録を確認する場合があります。

被 接 種 者	ふりがな	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	
	氏名		
	住民票に記載の住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ	〒
	生年月日		年 月 日
送付先住所	<input type="checkbox"/> 申請者 と同じ		
申請する接種券	<input type="checkbox"/> 従来株ワクチン初回接種用（1・2回目）【12歳以上】 <input type="checkbox"/> オミクロン株対応ワクチン接種用【12歳以上】 （ <input type="checkbox"/> 3回目接種用 <input type="checkbox"/> 4回目接種用 <input type="checkbox"/> 5回目接種用） <input type="checkbox"/> 小児接種用【5～11歳】 （ <input type="checkbox"/> 初回接種（1・2回目） <input type="checkbox"/> 3回目接種用） <input type="checkbox"/> 乳幼児接種用（1・2・3回目）【6か月～4歳】		
申請理由	<input type="checkbox"/> 接種券の紛失・破損 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 接種券が届かない <input type="checkbox"/> 届いた接種券は、接種に使わず医師との相談（予診）のみで使用した <input type="checkbox"/> その他（ ）		

（裏面があります。必ず記入してください。）

#### 【申請者確認欄】

- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）【全員】
- 前回の接種記録の写し（接種済証、接種記録書、接種証明書）【転入者の方】
- 代理人の本人確認書類【代理人の方】
- 委任状【代理人による申請の場合】

※ 18歳未満の子の申請を同一世帯の親権者が代理申請する場合、成年後見人が登記事項証明書を提出した場合は、委任状の提出は不要です。

<p>【<u>      </u>】回目接種状況</p> <p>※2～4回目接種のうち最後に接種した回数を記入してください。</p> <p>※接種済証、接種記録書、接種証明書を提出される方は、本欄は<u>記入不要</u>です。</p> <p>※分かる範囲で記入してください。新型コロナワクチン接種証明アプリでも接種状況を確認できます。</p> <p>※接種状況が確認できない場合は、本町からご連絡をする場合があります。</p>	<p>①接種日：_____年_____月_____日</p> <p>②ワクチン種類：<input type="checkbox"/>ファイザー（12歳以上用） <input type="checkbox"/>モデルナ  <input type="checkbox"/>武田（ノババックス） <input type="checkbox"/>ファイザー（5～11歳用）  <input type="checkbox"/>アストラゼネカ</p> <p>③接種の方法（当てはまるものにチェック）：</p> <p><input type="checkbox"/>市町村の会場や医療機関、職域会場での接種  （接種券を送ってきた市町村名：_____）</p> <p><input type="checkbox"/>その他（具体的に：_____）</p> <p>※自衛隊や都道府県が設けた大規模接種会場で接種した方は「市町村の会場や医療機関、職域会場での接種」を選んでください。</p> <p>※「接種の方法」の「その他」には以下の方法が当てはまります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外在留邦人等向け新型コロナ・ワクチン接種事業での接種</li> <li>・在日米軍による接種</li> <li>・製薬メーカーによる治験等としての接種</li> <li>・海外での接種</li> <li>・上記の他、市町村の会場や医療機関、職域会場での接種に当てはまらない接種</li> </ul>
---	---

※ 転入を理由に本申請を行う方は、転出元で発行された接種券がお手元にある場合、その接種券は廃棄してください。